

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区長等の期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

	現 行	令和4年度（案）	令和5年度以降（案）
年間支給月数	3. 5 6	3. 6 4 (+0.08)	3. 6 4 (+0.08)
6月	1. 655	1. 655(——)	1. 820(+0.165)
12月	1. 655	1. 735(+0.08)	1. 820(+0.165)
3月	0. 250	0. 250(——)	廃止

※ 教育委員会教育長及び常勤の監査委員の期末手当については、墨田区長等の給料等に関する条例の例により支給されることとされているため、区長等と同様に改定が行われる。

2 施行期日

- (1) 本年12月分の期末手当の引上げ 公布の日
- (2) 3月期末手当の廃止及び令和5年度の期末手当の改定 令和5年4月1日